

仕 様 書		
駐屯地警備監視システム修理	作 成	令和3年12月21日
	作成部隊名等	第2高射特科団第3科

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊飯塚駐屯地が所有する警備監視システムの修理、設置及び調整を行う業務について必要事項を規定する。

2 実施場所

福岡県飯塚市津島282 「陸上自衛隊飯塚駐屯地内」

3 業務（役務）内容

駐屯地警備監視システムの接続において、センサーやカメラ等の修理、デジタルレコーダ、固定カメラ等の設置、交換、設定、動作確認を行う。

細部については、別紙「細部仕様書」による。

4 一般事項

(1) 監督官

契約担当官が、補助者として任命した飯塚駐屯地業務隊の隊員をいう。

(2) 疑義

疑義がある場合は、本仕様書作成者に申し出て、その指示に従う。

(3) 軽微な変更

工事に施工に際し、現場の収まり、位置または工法などの軽微な変更については、監督官の指示に従う。

5 作業要領・時間

現場での修理とし、原則として課業時間外及び休日は作業を行わないものとする。

6 検 査

本業務終了後、仕様書に基づき請負業者及び監督官が立会いのもと、対象器材の確認を行い、正常動作をもって検査合格とする。

7 保証期間

本業務における対象器材の保証期間を1年とする。

8 協議事項

本仕様書に定めていない事項で疑義が生じた場合は、官側と協議を行うものとする。

9 保 全

契約業者及びその下請け業者は、本役務の履行に関して知りえた秘密を、第三者に漏らし又は利用してはならない。

また、監督官の指定する秘密がある場合は、監督官の指示に従いその保全を万全にしなければならない。

細部仕様書

1 工事概要

陸上自衛隊飯塚駐屯地内の警備監視システムカメラにおいて、センサーやカメラ等の修理、デジタルレコーダ、固定カメラ等の設置、交換、設定、動作確認を行う。

2 工事に関する事項

(1) 工事内容

故障個所の修復及び部品交換を実施現状復帰を行う。

(2) 工事場所

細部場所については現地で示す。

(3) 施工後、設定作業と動作確認を行う。

(4) 工事は請負業者の責任施工とし、作業中において建物、施設及び物品等に損傷を与えた場合は、その損害に対して賠償しなければならない。

3 提出書類

- | | | |
|---------------|----|------------|
| (1) 施工予定表 | 一部 | 契約後、速やかに |
| (2) 作業日報 | 一部 | 必要の都度、速やかに |
| (3) 完成検査書 | 一部 | 必要の都度、速やかに |
| (4) その他指示した書類 | 一部 | 必要の都度、速やかに |

4 その他

(1) 廃材の処理

本役務の履行により生じた廃材等は、契約業者が撤去するものとする。

(2) 養生

契約業者は、既存設備及び器材等を破損することがないように養生に努めるとともに、破損した場合は契約業者の負担として無償で修復するものとする。